平成２６年（フ）第１１４６号
福岡市西区福重２丁目18番22号
破産者　坂口　正人
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１９８号
福岡市博多区竹下２丁目３番18―208号
破産者　松田　和浩
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７７４号
福岡市城南区樋井川１丁目23番40号
破産者　澤野　　摂
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８６９号
福岡市南区柳河内２丁目８番29号
破産者　印口富士子
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２００７号
札幌市西区発寒７条12丁目１番13―105号
破産者　蒔田　静恵
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１２６号
札幌市東区北14条東10丁目１番６号
破産者　吉田　美樹
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５０４号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番４―106号
破産者　竹田　宗司
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２０９号
神奈川県横須賀市長井３丁目46番３―601号
破産者　佐々木富一
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第３６１号
相模原市緑区二本松１丁目16番17号　ツインハイツＶ203号室
破産者　山本　　勇
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１００号
新潟市西区坂井東３丁目25番２号
破産者　中川　和久
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２４号
山梨県甲府市住吉３丁目16番25号
破産者　半田　　孟
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７６号
山梨県甲府市青沼１丁目６番３号
破産者　植田　眞美
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
広島市安佐南区安東２丁目16番４―101号
破産者　佐々木成太郎
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１号
愛媛県松山市竹原３丁目10番22号フォブール竹原401号、破産手続開始決定時の住所愛媛県西宇和郡伊方町中之浜393番地
破産者　門田　　洋
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２６年（フ）第１６５０号
福岡市早良区室見３丁目10番30号
破産者　安西　　剛
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３１０号
函館市旭町８番19号
破産者　姥ヶ澤弘一
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３４号
岩手県二戸市野々上字中道10番地14
破産者　田中　順光
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第７９号
福島県郡山市菜根４丁目２番17号　酒井コーポ202号
破産者　安田　　薫
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第８９３号
横浜市港南区上永谷町4587番地の８
破産者　岡田　秀昭
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０１６号
横浜市中区山下町73番地　アクティ横浜山下町509号室
破産者　中村　　崇
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部